

## 大多喜町まちづくり提言事業募集要項

### 1 趣旨

町民が主体となり、町の地域資源の活用又は定住若しくは交流人口の増加を図ることを目的とした公益性のあるまちづくり提言事業の募集をし、採択された事業に対して補助金を交付することによりその活動を支援しようとするものです。

### 2 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月7日（火）まで

（郵送の場合は4月7日必着）

### 3 対象団体

次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 3人以上で構成され、その構成員の過半数が本町に在住、在勤又は在学している者で構成される団体
- (2) 活動拠点が本町にあること。
- (3) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体ではないこと。

### 4 事業の要件

1の趣旨に合致する内容の事業で、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 自ら主導し、及び実施する事業であること。
- (2) 町の活性化に寄与する事業であって、主たる活動の範囲が町内であること。
- (3) 1会計年度内で実施する事業であること。
- (4) 補助期間終了後も継続した事業の実施又は効果が見込まれること。
- (5) 町内において、町民を主体とした他の団体等により実施されたことのない事業（類似の事業を含む）であること。
- (6) 新たに取り組む提案事業であり、既に実施している事業ではないこと。  
(ただし、事業の提案が2年目または3年目で前年度採択されており、前年度に実施した事業からより質を高め発展した内容の場合は認めます。)既に活動している団体で、提案事業が現在取り組んでいる事業と異なる場合は可とします。
- (7) 町の財源による補助金等を受けた団体・事業でないこと。

## 5 補助金の額

- (1) 予算の範囲内において、1団体あたりの補助対象経費の8割以内で50万円を限度とし採択団体へ配分します。
- ただし、他の補助金等を受けている場合の補助対象経費の額は補助対象経費から当該補助金等の額を引いた額とします。
- (2) 補助金の交付は、1会計年度1団体1事業とします。
- (3) 1事業に対する補助金の交付は、3回を限度とし毎年度申請に基づく審査により決定するものとします。

## 6 補助金の対象となる経費

事業に必要な次に掲げる経費とします。

- (1) 事業実施のために依頼した講師、専門家への謝礼（団体構成員除く）
- (2) チラシや看板等の作成費（事業の周知を目的とするものに限る）
- (3) 消耗品及び原材料に係る経費
- (4) 事業の実施のための通信に係る経費
- (5) 事業の実施に直接寄与する機器類、施設等の借上げに係る経費
- (6) 事業の実施に直接寄与する備品の購入に係る経費のうち、必要と認める経費
- (7) 保険（家屋に係る火災及び地震の保険料は除く）に係る経費
- (8) その他事業の実施のために町長が必要かつ適正と認める経費

次に掲げる経費は対象となりません。

- ・ 人件費
- ・ 飲食費
- ・ 記念品、商品券その他の金券の購入に係る経費
- ・ 土地及び建物（家賃を含む）に係る経費
- ・ 事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・ 団体の経常的な運営に係る経費
- ・ 補助事業に直接関係のない経費及び町長が社会通念上適正でないと認める経費

## 7 事業の実施時期

事業採択後から翌年3月31日までに行う事業とします。

## 8 事業の報告

採択された団体については、事業完了後に実績報告書を提出していました

## 9 応募方法

企画提案書に予算書、参考資料等を添付し持参又は郵送にて提出してください。

企画提案書は、役場窓口又は町のホームページから取得できます。

## 10 審査の方法

- (1) 第1次審査は、書類や要件等に不備がないかの審査をします。
- (2) 第2次審査は、1団体当たり10分程度の提案発表（プレゼンテーション）をしていただき審査委員が審査します。

## 11 第2次審査の開催（プレゼンテーション）

4月下旬に大多喜町役場で開催します。詳しくは、第1次審査合格通知でお知らせします。

## 12 審査の基準

審査の基準は、主に次のとおりです。

- (1) 団体の町の活性化に対する考え方について
- (2) 事業の自主性、主体性があるか。
- (3) 事業の公益性があるか。
- (4) 事業の公共性があるか。
- (5) 事業の継続性又は効果が見込めるか。
- (6) 事業に対する所見、意見等
- (7) その他審査委員が必要と認める事項

## 13 審査結果の公表

第2次審査結果の内容については、一部公表します。

## 14 留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しないものとし、企画書の作成経費や審査会出席に係る経費は、提出者の負担とします。
- (2) チラシ等を使用し事業を周知する場合、当該事業が大多喜町まちづくり提言事業の採択を受けた事業である旨の記載があるものについては、町のホームページ、インスタグラム、フェイスブック及びおおたき通信に掲載することができるものとします。
- (3) 町の公共施設を使用する際に発生する施設使用料は、基本的には減免扱いの対象になりません。施設使用料も事業経費に計上するようにしてください。
- (4) 事業の周知は、SNSへの掲載、公共施設や商業施設等へのチラシ配架及び新聞折込や地域情報誌等を利用するなど、複数の方法で周知するよう努めてください。

## 15 応募及び問い合わせ先

大多喜町役場 企画課地域振興係

住 所：〒298-0292 夷隅郡大多喜町大多喜 93

電 話： 82-2165

メール：[kotsu@town.otaki.lg.jp](mailto:kotsu@town.otaki.lg.jp)

注 この事業は、新年度予算が成立した場合に実施できます。